

名古屋市公報

平成30年12月27日

第1289号

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
発行所 名古屋市役所
電話 [052] 972-2246
編集兼
発行人 名古屋市総務局法制課長

目

次

ページ

条

例

- 名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例 (健福・総務課) (第61号) 4
- 名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 (住都・建築指導課) (第62号) 15
- 名古屋市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例 (総務・総務課) (第63号) 17

告

示

- 名古屋都市計画生産緑地地区の変更 (住都・都市計画課) (第713号) 19
- 道路に関する告示 (緑土・道路利活用課) (第714号) 20
- 指定居宅サービス事業者等の指定 (健福・介護保険課) (第715号) 22
- 市議会の議決を経た予算の要領 (財政・財政課) (第716号) 42
- 緑地保全・緑化推進法人の指定について (緑土・緑地事業課) (第717号) 59
- 指定介護療養型医療施設の辞退 (健福・介護保険課) (第718号) 60
- 介護医療院の開設許可 (健福・介護保険課) (第719号) 61
- 名古屋市明願土地地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出 (住都・市街地整備課) (第720号) 62
- 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定 (財政・税制課) (第721号) 63
- 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定に関する告示の一部改正 (財政・税制課) (第722号) 64

上下水道局管理規程

- 名古屋市上下水道局会計規程の一部改正 (第22号) 65

公

告

- 平成30年度名古屋市職員第1類採用試験公告 (人事・任用課) 66
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告 (市経・地域商業課) 75
- 土地改良区の役員の退任の公告 (緑土・都市農業課) 77

雑

報

- 職員表彰 表彰者名簿 (総務・人事課) 78

条 例 の あ ら ま し

○ 名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例（第61号）

1 制定の目的

障害を理由とする差別の解消の推進に関し基本となる事項を定めることにより、障害の有無にかかわらず、誰もが人格と個性を尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とします。

（第 1条関係）

2 主な内容

(1) 障害を理由とする差別の解消の推進についての基本理念並びに市、事業者及び市民の責務を定めます。（第 3条から第 7条関係）

(2) 市及び事業者における不当な差別的取扱いの禁止並びに市及び事業者が行う合理的配慮などについて定めます。（第 2章関係）

(3) 障害を理由とする差別を解消するための体制として、差別相談センター、地域の相談窓口及び名古屋市障害者差別解消調整委員会の設置並びにそれらの機関が行う相談及び紛争解決の仕組みについて定めます。（第 3章関係）

(4) 障害を理由とする差別の解消を推進するための施策について定めます。（第 4章関係）

3 施行期日

平成31年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（第62号）

1 改正内容

建築基準法（昭和25年法律第 201号）等の一部改正に伴い、規定の整備を行います。（第 4条及び第13条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

- 名古屋市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例（第63号）

- 1 改正内容

- (1) 公職選挙法（昭和25年法律第 100号）の一部改正に伴い、名古屋市議会の議員の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関して必要な事項を定めます。（題名、第 1条及び第 2条関係）

- 2 施行期日

- (1) 平成31年 3月 1日から施行します。
 - (2) この条例による改正後の名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例によることとします。

名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例
をここに公布する。

平成30年12月20日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第61号

名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解
消推進条例

目次

前文

第 1章 総則（第 1条—第 7条）

第 2章 障害を理由とする差別の禁止（第 8条—第12条）

第 3章 障害を理由とする差別を解消するための体制（第13条—第19条）

第 4章 障害を理由とする差別の解消を推進するための施策（第20条—第26 条）

附則

誰もが、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を有するかけがえのな
い個人として尊重される地域社会の実現は、全ての名古屋市民の願いです。

近年、障害者の権利に関する条約、障害者基本法、障害を理由とする差別の

解消の推進に関する法律等の趣旨に沿った取組により障害者への理解が進んできたものの、今なお、障害者に対する誤解や偏見があり、また、見た目ではわからない障害者に対して周囲の理解が不十分であることから、障害者の自立や社会参加が妨げられているという現状が存在しています。

こうした状況を解決するためには、誰もが高齢になることに伴う身体機能の低下、事故や疾病などにより、障害を有することになる可能性があることを認識し、障害を理由とする差別を障害のある人とない人の区別なく全ての人に共通する課題として捉え、取り組んでいくことが重要です。

それとともに、子どもの頃から障害の有無にかかわらず一緒に学び遊ぶ中で、正しい知識や理解を深めることも求められます。

このような認識の下、市、事業者及び市民が一体となって、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組み、障害のある人もない人も誰もが等しく基本的人権を有するかけがえのない個人として、お互いを思いやる気持ちを持ちながら、安心して共に生きることのできるまち・なごやをつくることを決意し、この条例を制定します。

第 1章 総則

(目的)

第 1条 この条例は、障害を理由とする差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の解消を推進するための基本となる事項を定めることにより、障害の有無にかかわらず、誰もが人格と個性を尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病（治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病をいう。）等を原因とする障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は

社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

- (2) 社会的障壁 障害者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 不当な差別的取扱い 正当な理由なく、障害を理由として、障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすることをいう。
- (4) 合理的配慮 障害の有無にかかわらず誰もが実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者（障害者が意思の表明を行うことが困難である場合にあっては、その家族等）の求めに応じて、必要かつ適切な現状の変更又は調整を行うことをいう。ただし、社会通念上その実施に伴う負担が過重になるものを除く。
- (5) 障害を理由とする差別 不当な差別的取扱いをすること又は合理的配慮をしないことをいう。

（基本理念）

第 3条 障害を理由とする差別の解消の推進は、障害の有無にかかわらず、誰もが等しく基本的人権を生まれながらにして有する個人として尊重され、地域で自立した生活を営む権利が保障されることを前提として、次に掲げる基本理念に基づき行う。

- (1) 全ての障害者が、社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- (2) 全ての障害者が、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共に暮らすことを妨げられないこと。
- (3) 全ての障害者が、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段及び情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、意思を決定することが困難な障害者に対する支援が確保されること。
- (4) 全ての障害者は、障害があることに加え、性別、年齢その他の複合的な要因により特に困難な状況に置かれている場合には、その状況に応じた適切な配慮がなされること。
- (5) 障害を理由とする差別の解消に当たっては、差別する側と差別される側とに分け、相手方を一方的に非難し、又は制裁を加えようとするものであ

- ってはならず、当事者間の建設的な対話による相互理解を基本とすること。
- (6) 災害時において障害者の安心・安全が確保されるよう、障害の特性に応じた適切な配慮がなされること。
- (7) 家庭、学校をはじめとする社会のあらゆる場面において、子どもの頃から障害に関する知識や理解を深め、障害の有無にかかわらず共に助け合い、学び合う心をはぐくむこと。

(市の責務)

第 4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害及び障害者に関する理解の促進を図るとともに、障害を理由とする差別の解消に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- 2 市は、障害を理由とする差別の解消に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(事業者の責務)

第 5条 事業者は、その事業を行うに当たっては、基本理念にのっとり、障害及び障害者に関する理解を深め、障害を理由とする差別の解消について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 事業者は、市が実施する障害を理由とする差別の解消に関する施策に協力するものとする。

(市民の責務)

第 6条 市民は、基本理念にのっとり、障害及び障害者に関する理解を深め、障害者が日常生活又は社会生活において直面する課題について共に考え、解決を図り、地域で誰もが共に暮らしていくための良好な環境づくりに努めるものとする。

- 2 市民は、市が実施する障害を理由とする差別の解消に関する施策に協力するものとする。

(事前的改善措置)

第 7条 市（市が設立した地方独立行政法人を含む。次条、第 9条及び第11条において同じ。）及び事業者は、合理的配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第 2章 障害を理由とする差別の禁止

(市及び事業者における不当な差別的取扱いの禁止)

第 8条 市及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、正当な理由によりやむを得ない場合を除き、障害を理由として次に掲げる取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

(1) 福祉サービスを提供する場合における次に掲げる取扱い

ア 福祉サービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。

イ 福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援を行うことなく、障害者の意思に反して、障害者支援施設等への入所又は入居を強制すること。

(2) 医療を提供する場合における次に掲げる取扱い

ア 医療の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。

イ 障害者の意思に反して、医療を受けることを強制すること。

(3) 教育、療育又は保育を行う場合における次に掲げる取扱い

ア 障害者の年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育、療育又は保育が受けられるようにするために必要な指導又は支援を行わないこと。

イ 障害者又はその保護者の意見を聴かず、若しくは意思を尊重せず、又はこれらの者に必要な説明を行わずに就学すべき学校を決定すること。

(4) 労働者を雇用する場合における次に掲げる取扱い

ア 応募若しくは採用を拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。

イ 賃金、労働時間、配置、昇進、教育訓練、福利厚生その他の労働条件について不利益な取扱いをすること。

(5) 商品を販売し、又はサービスを提供する場合において、商品の販売若しくはサービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。

- (6) 不動産の取引を行う場合において、不動産の売買、賃貸、転貸若しくは賃借権の譲渡を拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。
- (7) 不特定多数の者の利用に供されている建物その他の施設又は公共交通機関を利用する場合において、建物その他の施設若しくは公共交通機関の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。
- (8) スポーツ、文化芸術活動その他の生涯学習活動を行う場合において、スポーツ、文化芸術活動その他の生涯学習活動を行うことを拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。
- (9) 障害者へ情報の提供をする場合又は障害者から意思の表示を受ける場合における次に掲げる取扱い
- ア 情報の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。
- イ 障害者から意思の表示を受けることを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。

(市が行う合理的配慮の提供)

第9条 市は、その事務又は事業を行うに当たり、過重な負担にならない範囲で、合理的配慮をしなければならない。

2 市は、障害者を雇用する場合において、過重な負担にならない範囲で、合理的配慮をしなければならない。

(事業者が行う合理的配慮の提供)

第10条 事業者は、その事業を行うに当たり、過重な負担にならない範囲で、合理的配慮をするよう努めなければならない。

2 事業者は、障害者を雇用する場合において、過重な負担にならない範囲で、合理的配慮をしなければならない。

（市及び事業者の判断に係る内容の説明）

第11条 市及び事業者は、不当な差別的取扱いに該当しない正当な理由がある
と判断する場合及び合理的配慮の不提供に該当しない過重な負担になると判
断する場合には、障害者にその内容を説明し、理解を得るよう努めるものと
する。

（事業者における適切な対応）

第12条 事業者は、その事業を行うに当たっては、障害を理由とする差別の解
消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第11条
第1項に規定する対応指針に即して、適切な対応に努めるものとする。

第3章 障害を理由とする差別を解消するための体制

（相談）

第13条 市は、障害を理由とする差別に関する相談（以下「差別相談」とい
う。）に的確に対応するため、法第14条の規定に基づき、名古屋市障害者差
別相談センター（以下「差別相談センター」という。）及び地域の相談窓口
を設置する。

2 障害者及びその家族その他の関係者（以下「障害者等」という。）又は事
業者は、差別相談センター又は地域の相談窓口に対し、差別相談を行うこと
ができる。

3 差別相談センター及び地域の相談窓口は、差別相談を受けた場合には、必
要に応じて、事実の確認を行い、次に掲げる対応を行う。ただし、地域の相
談窓口が差別相談を受け、第2号の対応を行う必要があると判断する場合は、
差別相談センターに引き継ぎ、その対応を行う。

（1）説明又は助言

（2）差別相談に係る当事者間の調整（差別相談について必要な調査を含む。

以下「調整」という。）

（3）関係行政機関に対する通報その他通知

4 差別相談の相手方となる事業者は、障害者等が差別相談を行ったことを理
由として、事業の利用を禁止し、又は制限し、その他不利益な扱いをしては
ならない。

5 市は、差別相談センター事業の全部又は一部を障害者の相談支援を行う者に委託することができる。

(名古屋市障害者差別解消調整委員会)

第14条 市長の附属機関として、名古屋市障害者差別解消調整委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、市長の求めに応じて、差別相談に係る事案の解決を図るための助言又はあっせんを行う。

3 委員会は、委員 6人以内をもって組織する。

4 委員は、学識経験者、障害者又はその家族、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者、事業者を代表する者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は 2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

(助言又はあっせんの申立て)

第15条 障害者等は、差別相談センターが調整を行ってもなお差別相談に係る事案が解決しないときは、市長に対し、必要な助言又はあっせんを行うよう申立てをすることができる。ただし、当該申立てをすることが当該障害者の意思に反することが明らかであると認められる場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第74条の 5に規定する紛争については適用しない。

(助言又はあっせんの申立てに係る調査)

第16条 市長は、前条第 1項本文の申立てがあった場合において、当事者その他の関係者に対し、当該申立てに係る事実について必要な調査を行うものとする。ただし、差別相談センターにおいて、調整を行うために、既に必要な調査が行われており、かつ、当事者の同意がある場合においては、この限りでない。

2 当事者その他の関係者は、正当な理由がある場合を除き、前項本文の調査に協力しなければならない。

(助言又はあっせん)

第17条 市長は、委員会に対し、前条第 1項本文の調査の結果（同項ただし書

の場合にあっては、その調査の結果）を通知するとともに、助言又はあつせんを行うよう求めるものとする。

2 委員会は、前項の規定により助言又はあつせんを行うよう求められたときは、助言又はあつせんを行うものとする。ただし、助言若しくはあつせんを行う必要がないと認めるとき又は事案の性質に照らし助言若しくはあつせんを行うことが適当でないと認めるときは、この限りでない。

3 委員会は、前項本文の助言又はあつせんを行うために必要があると認めるときは、当事者その他の関係者の出席を求めて説明又は意見を聴くこと、これらの者に資料の提出を求めることその他の必要な調査を行うことができる。

4 委員会は、申立てへの対応結果を当事者に通知するとともに、市長に報告するものとする。

（措置の求め）

第18条 委員会は、差別相談に係る事案の解決を図るため、市長に対して、次の各号のいずれかに該当する者に必要な措置を講ずるよう求めることができる。

(1) 正当な理由なく、あつせん案を受諾しない事業者又は受諾したあつせん案に従わない事業者

(2) 正当な理由なく、前条第 3項の調査を拒んだ障害者等又は事業者

(3) 前条第 3項の調査に虚偽の説明又は資料の提出をした障害者等又は事業者

（勧告等）

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、必要があると認めるときは、差別相談に係る事案の解決に必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 前条の規定による求めがあった場合における前条各号に掲げる者

(2) 正当な理由なく、第16条第 1項本文の調査を拒んだ障害者等又は事業者

(3) 第16条第 1項本文の調査に虚偽の説明又は資料の提出をした障害者等又は事業者

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わないときは、あらかじめその者に意見を述べる機会を与えた上で、そ

の旨を公表することができる。

第 4 章 障害を理由とする差別の解消を推進するための施策

(啓発等)

第20条 市は、事業者及び市民の障害及び障害者に対する理解と関心を深めるために必要な広報その他の啓発活動を行うとともに、障害の有無にかかわらず、全ての人が相互理解を深めることができる機会及び情報の提供を行うものとする。

(教育上の支援)

第21条 市は、障害のある幼児、児童及び生徒が、可能な限り障害のない幼児、児童及び生徒と共に学び、必要な教育を受けることができるよう、医療機関、福祉施設その他の関係機関と連携し、必要な支援を行うものとする。

(手話言語の普及)

第22条 市は、手話が独自の体系を有する言語であるとの認識に基づいて、事業者及び市民において手話の利用が普及するよう、必要な施策を講ずるものとする。

(意思疎通手段の利用の促進)

第23条 市は、手話、点字、音声、文字表示、わかりやすい表現、絵図の提示、情報支援機器（情報の取得及び意思疎通を容易にするための機器をいう。）その他の意思疎通手段（意思疎通手段を利用するときの補助を含む。）であって障害の特性に応じたものの利用の促進を図るものとする。

(災害時の支援)

第24条 市は、災害発生時その他緊急時において、障害者に対し、その安全を確保するために必要な支援を行うとともに、意思疎通を図ることが困難な障害者に対し、その障害の特性に応じた情報の提供を行うものとする。

(名古屋市障害者差別解消支援会議)

第25条 市は、地域における障害を理由とする差別の解消の推進について情報を共有し、その取組を効果的かつ円滑に行うため、法第17条第 1 項の規定に基づき、名古屋市障害者差別解消支援会議を設置する。

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年 4月 1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、この条例の施行後 3年を経過した場合において、この条例の施行の状況及び社会情勢を勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の見直しを行うものとする。

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月21日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第62号

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例 の一部を改正する条例

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（平成5年名古屋市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号中「共同住宅」の次に「若しくは老人ホーム等」を加え、同項に次の1号を加える。

- (8) 宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分（以下「宅配ボックス設置部分」という。）の床面積

第4条第4項中「第7号」を「第8号」に改め、同項に次の1号を加える。

- (6) 宅配ボックス設置部分 100分の1

第13条第3項第1号中「共同住宅」の次に「又は老人ホーム等」を加え、「又は貯水槽設置部分」を「、貯水槽設置部分又は宅配ボックス設置部分」に改め、同項第2号中「共同住宅」の次に「又は老人ホーム等」を加え、「及び貯

水槽設置部分」を「、貯水槽設置部分及び宅配ボックス設置部分」に改め、同項第 3 号中「又は貯水槽設置部分」を「、貯水槽設置部分の床面積の合計又は宅配ボックス設置部分」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

名古屋市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月21日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第63号

名古屋市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する
条例の一部を改正する条例

名古屋市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成19年名古屋市条例第31号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用ビラ
の作成の公営に関する条例

第1条及び第2条中「名古屋市長」を「名古屋市議会の議員及び名古屋市長」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以

後その期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

名古屋市告示第 713号

名古屋都市計画生産緑地地区の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画生産緑地地区を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

平成30年12月17日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画生産緑地地区

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域（ただし、市街化調整区域を除く。）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第714号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定及び変更します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

平成30年12月17日

名古屋市長 河村 たかし

1 道路の区域決定

道路 の 種類	整理 番号	路 線 名	道 路 の 区 域			摘 要
			区 間	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
市道	1	遠若町第24号線	名古屋市港区遠若町2丁目59番の2地先から 名古屋市港区遠若町2丁目52番の4地先まで	0.312	7.98 ～ 14.16	附 図

2 道路の区域変更

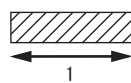
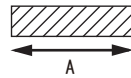
道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の前後別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
市道	A	十一屋遠若町線	名古屋市港区遠若町2丁目55番地先から	前	0.038	7.00	附 図 交差部の拡幅
			名古屋市港区遠若町2丁目55番地先まで	後	0.038	7.00	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

附 図



凡 例

-  道路の区域を決定する部分
-  区域変更により道路の区域とする部分

名古屋市告示第 715号

指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第70条第 1項、第78条の 2第 1項、第79条第 1項、第 115条の 2第 1項及び第 115条の12第 1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

平成30年12月18日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
みなと医療生活協同組合	クリニックレインボー	名古屋市熱田区六番二丁目16番19号	平成30年 4月 1日	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション
株式会社ぬくもあ	吹上よろづ訪問看護ステーション	名古屋市千種区今池五丁目37番15号	平成30年 4月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
合同会社リバティ・ライフ	らくだのみみ訪問看護ステーション	名古屋市北区池花町 246番地	平成30年 4月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
ナースコール株式会社	ナースコール志賀	名古屋市北区西志賀町 5丁目24番地	平成30年 4月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護

株式会社花の木	訪問看護ステーション 花の木	名古屋市西区花の木一丁目 1番17号	平成30年 4月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
医療法人士正会	訪問看護ステーション 浄心	名古屋市西区浄心一丁目 6番33号	平成30年 4月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社ブライトライフトキワ	トキワ訪問看護リハビリステーション	名古屋市中区富士見町15番31号	平成30年 4月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社マリアーナ	マリアーナ訪問看護ステーション	名古屋市中川区八熊三丁目17番3号	平成30年 4月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社宮川工務店	訪問看護 咲花	名古屋市守山区大永寺町 129番地	平成30年 4月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
一般社団法人明日葉友の会	明日葉訪問看護ステーション 天白	名古屋市天白区平針二丁目1111番地	平成30年 4月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社エム	エム訪問看護ステーション	名古屋市天白区笹原町1703番地	平成30年 4月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社ペリドット	株式会社ペリドット	名古屋市北区下飯田町 4丁目41番地	平成30年 4月 1日	特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売
社会福祉法人紫水会	オーネスト神穂 指定短期入所生活介護事業所	名古屋市瑞穂区神穂町 5番10号	平成30年 4月 1日	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護
社会福祉法人紫水会	オーネスト堀川 指定短期	名古屋市中川区十一番町 4丁目	平成30年 4月 1日	短期入所生活介護 介護予防短期入所

	入所生活介護 事業所	5番地の 1		生活介護
社会福祉法人 愛港福祉会	ショートステイ 東茶屋	名古屋市港区東 茶屋二丁目 401 番地の 1	平成30年 4月 1日	短期入所生活介護 介護予防短期入所 生活介護
全日本観光株 式会社	福祉サービス 孝心	名古屋市守山区 大字上志段味字 東谷2074番地の 60	平成30年 4月 1日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売
株式会社愛知 ケアサービス	福祉用具なば な	名古屋市名東区 高社一丁目 248 番地	平成30年 4月 1日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与
株式会社ライ フスタイル・ テン	ナースステー ションあんの ん	名古屋市名東区 高社二丁目 229 番地の 1	平成30年 5月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
合同会社ひま り	インディゴ	名古屋市名東区 牧の原三丁目 502番地	平成30年 5月 1日	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴 介護
医療法人杉山 会	福祉用具貸与 販売事業所 コネクトケア	名古屋市名東区 社台三丁目13番 地	平成30年 5月 1日	特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売 福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与
医療法人財団 善常会	老人保健施設 シルピス大 磯	名古屋市南区戸 部町 3丁目55番 地	平成30年 6月 1日	訪問リハビリテー ション 介護予防訪問リハ

				ビリテーション
株式会社浚洗工業	快適ライフ 訪問看護ステーション	名古屋市北区若鶴町 156番地の2	平成30年 6月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社デザインケア	みんなのかかりつけ訪問看護ステーション名北	名古屋市西区八筋町 260番地	平成30年 6月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社ぬくもあ	八田よろづ訪問看護ステーション	名古屋市中村区横井二丁目 141番地の 1	平成30年 6月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社Life Association	訪問看護ステーション 心和	名古屋市昭和区御器所一丁目 1番18号	平成30年 6月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社アドプリント	サンライズ訪問看護リハビリステーション 守山	名古屋市守山区小幡中一丁目28番 2号	平成30年 6月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社ウェリナ	訪問看護ステーション ヤシの実	名古屋市天白区焼山二丁目 419番地	平成30年 6月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社e-Life	メディカルイーライフ	名古屋市名東区本郷二丁目 177番地	平成30年 6月 1日	特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売 福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与
医療法人藤枝	第Ⅱ四季の里	名古屋市中村区	平成30年	訪問リハビリテー

会	訪問リハビリ テーション	稲葉地町 7丁目 2番地の 3	7月 1日	ション 介護予防訪問リハ ビリテーション
ガゼル株式会 社	訪問看護ステ ーションまは ろ	名古屋市千種区 宮根台一丁目 3 番37号	平成30年 7月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社ぬく もあ	浄心よろづ訪 問看護ステー ション	名古屋市西区上 名古屋三丁目25 番 6号	平成30年 7月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社ミラ イプロジェクト	訪問看護ミラ イプロジェクト	名古屋市南区平 子一丁目 2番 3 号	平成30年 7月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
G A R O株式 会社	訪問看護ステ ーション G A R O 瑞穂	名古屋市瑞穂区 西ノ割町 2丁目 32番地の 1	平成30年 8月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社はな 華	ナースステー ションはな華	名古屋市緑区大 高町一色山31番 地の 3	平成30年 8月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社アン フィルミエ	訪問看護 リ アンジュ	名古屋市緑区徳 重五丁目1007番 地	平成30年 8月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
セントケア中 部株式会社	セントケア御 器所	名古屋市昭和区 紅梅町 3丁目 2 番地の 1	平成30年 8月 1日	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴 介護
和田 裕晃	内科 和田ク リニック	名古屋市千種区 千代が丘 5番50 号	平成30年 9月 1日	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導
株式会社スト ーン	訪問看護アモ ーレ・ラボ	名古屋市守山区 小幡南三丁目21	平成30年 9月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護

		番18号		
株式会社あかり	訪問看護ステーションあおい	名古屋市守山区 幸心三丁目1407 番地	平成30年 9月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
医療法人生寿会	覚王山訪問看護リハビリステーション	名古屋市千種区 覚王山通 9丁目 19番地の 8	平成30年 10月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
医療法人桂名会	訪問看護ステーション 星ヶ丘	名古屋市千種区 桜が丘 113番地	平成30年 10月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社Alles	パインスマイル訪問看護ステーション	名古屋市中村区 靖国町 1丁目 103番地	平成30年 10月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社メロディット	ハピナス 訪問看護ステーション	名古屋市瑞穂区 玉水町 2丁目50 番地	平成30年 10月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社ライフサポートひまわり	杉の木訪問看護ステーション	名古屋市中川区 西中島二丁目 605番地	平成30年 10月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社グレイン	訪問看護ステーションあかり	名古屋市南区薬師通 2丁目28番地の 2	平成30年 10月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社フジキナ	うえのやま訪問看護ステーション	名古屋市緑区鳴海町字上ノ山27番地の 4	平成30年 10月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社キート	訪問看護のぞみ天白医療モール	名古屋市天白区 高宮町1305番地の 1	平成30年 10月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社H A R U	ケアステーションH A R U	名古屋市東区代官町23番11号	平成30年 4月 1日	訪問介護
ナースコール 株式会社	ケアコール志賀	名古屋市北区西志賀町 5丁目24番地	平成30年 4月 1日	訪問介護
K T Cスマイルケア株式会社	デイサービスはなのき 大野木	名古屋市西区歌里町 357番地	平成30年 4月 1日	通所介護
株式会社なごや介護サービス	なごや介護サービス	名古屋市中村区烏森町 7丁目269番地	平成30年 4月 1日	訪問介護
株式会社トラシア	あいわ黄金ヘルパーテーション	名古屋市中村区黄金通 2丁目50番地	平成30年 4月 1日	訪問介護
株式会社セルフリアリゼーション	ビーす ケアサポート	名古屋市中村区中村町 1丁目84番地	平成30年 4月 1日	訪問介護
有限会社ダンデライオン	ケアサービスダンデライオン 名古屋	名古屋市中区千代田五丁目15番12号	平成30年 4月 1日	訪問介護
株式会社ピース	訪問介護事業所 アルク	名古屋市昭和区鶴舞二丁目 1番3号	平成30年 4月 1日	訪問介護
合同会社MH	訪問介護ヒカリ	名古屋市南区呼続四丁目26番33号	平成30年 4月 1日	訪問介護

K T Cスマイルケア株式会社	デイサービス はなのき 大同	名古屋市南区大同町 2丁目29番地の23	平成30年 4月 1日	通所介護
株式会社Thin k Life	メディカルヘルパー守山	名古屋市守山区白沢町 189番地	平成30年 4月 1日	訪問介護
ガゼル株式会社	ヘルパーステーション縁むすび	名古屋市緑区若田二丁目1010番地	平成30年 4月 1日	訪問介護
K T Cスマイルケア株式会社	デイサービス はなのき 桶狭間	名古屋市緑区桶狭間神明1601番地	平成30年 4月 1日	通所介護
合同会社トラーム	人として	名古屋市北区志賀南通 2丁目 4番地の 1	平成30年 5月 1日	訪問介護
株式会社楽人大井町	デイサービス センター楽人大井町	名古屋市中区大井町 6番26号	平成30年 5月 1日	通所介護
株式会社花の木	介護センター 花の木 つる舞	名古屋市昭和区鶴舞二丁目12番24号	平成30年 5月 1日	訪問介護
社会福祉法人愛港福祉会	デイサービス 東茶屋	名古屋市港区東茶屋二丁目 401番地の 1	平成30年 5月 1日	通所介護
カルミア株式会社	デイサービス センター咲花港	名古屋市港区須成町 3丁目17番地の 2	平成30年 5月 1日	通所介護
合同会社ひまり	ケアサービス ひまり	名古屋市名東区牧の原三丁目	平成30年 5月 1日	訪問介護

		502番地		
株式会社シャール	アイリスケアセンター	名古屋市天白区 原一丁目 412番地	平成30年 5月 1日	訪問介護
どんぐり合同会社	どんぐり	名古屋市天白区 大坪二丁目1104番地	平成30年 5月 1日	訪問介護
株式会社ツクイ	ツクイ名古屋千種	名古屋市千種区 赤坂町 3丁目23番地	平成30年 6月 1日	通所介護
セントケア中部株式会社	セントケアこだま	名古屋市西区児 玉三丁目27番16号	平成30年 6月 1日	通所介護
株式会社ひまわりケアサービス	ひまわりケアサービス高畑	名古屋市中川区 荒中町 159番地	平成30年 6月 1日	訪問介護
株式会社ツクイ	ツクイ名古屋中川広田町	名古屋市中川区 広田町 1丁目 9番地	平成30年 6月 1日	通所介護
株式会社エムジー	訪問介護ふらわー	名古屋市天白区 平針一丁目1701番地	平成30年 6月 1日	訪問介護
株式会社ツクイ	ツクイ名古屋天白	名古屋市天白区 植田山三丁目 711番地	平成30年 6月 1日	通所介護
ガゼル株式会社	ヘルパーステーション 縁の森	名古屋市千種区 宮根台一丁目 3番37号	平成30年 7月 1日	訪問介護
株式会社フレ	訪問サービス	名古屋市北区中	平成30年	訪問介護

ンズ	フレンズ	杉町 2丁目21番 地の 2	7月 1日	
株式会社イグ ナーツ	ヘルパーステ ーション 笑 和北	名古屋市北区三 軒町 377番地	平成30年 7月 1日	訪問介護
株式会社ケア ドゥ	ヘルパーステ ーション虹の 橋24 中村	名古屋市中村区 烏森町 8丁 目 701番地	平成30年 7月 1日	訪問介護
社会福祉法人 A J U 自立の 家	障害者ヘルパ ーステーショ ン・マイライ フ	名古屋市昭和区 明月町 2丁目33 番地の 2	平成30年 7月 1日	訪問介護
合同会社オハ ナ	訪問介護ステ ーション あ お	名古屋市天白区 中平三丁目1302 番地	平成30年 7月 1日	訪問介護
医療法人社団 恵和会	訪問看護ステ ーション絆	名古屋市中村区 岩塚町字上小路 77番地の 2	平成30年 8月 1日	訪問看護
有限会社サポ ートプラス	ヘルパーステ ーション シ ーズ	名古屋市昭和区 五軒家町10番地 の 4	平成30年 8月 1日	訪問介護
合同会社T u r q u o i s e	訪問介護 愛 心	名古屋市守山区 町南12番 8号	平成30年 8月 1日	訪問介護
特定非営利活 動法人リハビ リテーション ビレッヂ	ヘルパーステ ーション R e : L i f e	名古屋市緑区太 子一丁目 357番 地	平成30年 8月 1日	訪問介護
株式会社つく	訪問介護 神	名古屋市緑区西	平成30年	訪問介護

る	の倉	神の倉二丁目 304番地	8月 1日	
株式会社つくる	訪問介護 よもぎ台	名古屋市名東区 よもぎ台二丁目 812番地	平成30年 8月 1日	訪問介護
株式会社学研 ココファン	デイサービス ココファン 瑞穂	名古屋市瑞穂区 雁道町 6丁目 7 番地	平成30年 9月 1日	通所介護
株式会社学研 ココファン	学研ココファ ン瑞穂ヘルパ ーセンター	名古屋市瑞穂区 雁道町 6丁目 7 番地	平成30年 9月 1日	訪問介護
合同会社エム エスアイ	訪問介護本舗 ハートネット	名古屋市港区港 北町 3丁目19番 地	平成30年 9月 1日	訪問介護
株式会社はな 華	ヘルパーステ ーションはな 華	名古屋市緑区大 高町字一色山31 番地の 3	平成30年 9月 1日	訪問介護
株式会社たす けびと	訪問介護たす けびと	名古屋市名東区 引山二丁目 406 番地	平成30年 9月 1日	訪問介護
合同会社ぷら うす	ヘルパーステ ーションベー ル	名古屋市天白区 元八事三丁目15 番地	平成30年 9月 1日	訪問介護
合同会社ファ ースト	訪問介護パー トナー	名古屋市守山区 廿軒家11番19号	平成30年 10月 1日	訪問介護
ケアーズライ フアットホーム株式会社	ライフサポー ト マミーケ アサービス	名古屋市緑区鳴 海町字赤塚55番 地の 1	平成30年 10月 1日	訪問介護
株式会社キー	訪問介護のぞ	名古屋市天白区	平成30年	訪問介護

ト	み天白医療モ ール	高宮町1305番地 の 1	10月 1日	
株式会社泰壽	ヘルパーステ ーション ゼ っとわん	名古屋市天白区 中平三丁目2805 番地	平成30年 10月 1日	訪問介護
株式会社L i f e・遊	サンスマイル	名古屋市天白区 植田山一丁目 1802番地	平成30年 10月 1日	訪問介護
株式会社ビオ ネスト	通所介護よし の	名古屋市東区芳 野三丁目 2番22 号	平成30年 11月 1日	通所介護
株式会社ひま わりケアサー ビス	ひまわりケア サービス横井	名古屋市中村区 横井一丁目 328 番地	平成30年 11月 1日	訪問介護
ユースタイル ラボラトリー 株式会社	土屋訪問介護 事業所なごや	名古屋市中区丸 の内二丁目17番 30号	平成30年 11月 1日	訪問介護
株式会社プラ チナセブン	介護事業所 うるわし 名 古屋	名古屋市中区千 代田三丁目15番 12号	平成30年 11月 1日	訪問介護
G A R O株式 会社	訪問介護ステ ーション G A R O 瑞穂	名古屋市瑞穂区 西ノ割町 2丁目 32番地の 1	平成30年 11月 1日	訪問介護
特定非営利活 動法人くらし 応援ネットワ ーク	イマジン	名古屋市中川区 五女子一丁目11 番21号	平成30年 11月 1日	通所介護
合同会社スマ イルマップ	訪問介護スマ イルマップ	名古屋市南区星 宮町 235番地	平成30年 11月 1日	訪問介護

株式会社東海 ルーセント	マッピーラン ド	名古屋市守山区 野萩町 3番18号	平成30年 11月 1日	訪問介護
-----------------	-------------	----------------------	-----------------	------

3 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
エム・オーヒ ューマンサー ビス株式会社	ファミリーハ ウス「とんと」 猪子石	名古屋市千種区 新西二丁目 2番 18号	平成30年 4月 1日	認知症対応型通所 介護 介護予防認知症対 応型通所介護
株式会社ヒュ ーマンアシス ト	「とんと」 O HANA	名古屋市中区丸 の内三丁目 9番 13号	平成30年 4月 1日	認知症対応型通所 介護 介護予防認知症対 応型通所介護
有限会社ビー ネット	デイサービス らしく昭和	名古屋市昭和区 戸田町 3丁目10 番地	平成30年 7月 1日	認知症対応型通所 介護 介護予防認知症対 応型通所介護
株式会社パー トナーシップ	デイサービス ゆたか	名古屋市守山区 百合が丘1812番 地	平成30年 10月 1日	認知症対応型通所 介護 介護予防認知症対 応型通所介護
有限会社ビー ネット	デイサービス らしく天白	名古屋市天白区 島田四丁目2204 番地	平成30年 10月 1日	認知症対応型通所 介護 介護予防認知症対 応型通所介護

4 指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社ぬく もあ	吹上よろづ定期巡回・随時対応型訪問介護看護	名古屋市千種区 今池五丁目37番 15号	平成30年 4月 1日	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
株式会社メガ ラス	あんしんせいかつ内山 定期巡回随時対応型訪問介護看護	名古屋市千種区 内山二丁目16番 3号	平成30年 4月 1日	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
株式会社ジェ ネラス	看護小規模多機能型居宅介護 ゆるり・あ	名古屋市中区千 代田二丁目 8番 7号	平成30年 4月 1日	看護小規模多機能型居宅介護
KTCスマイルケア株式会社	デイサービス はなのき 吹 上	名古屋市千種区 大久手町 6丁目 3番地の 2	平成30年 4月 1日	地域密着型通所介護
株式会社エイ ルサポート	デイサービス エイル	名古屋市西区山 木二丁目 190番 地	平成30年 4月 1日	地域密着型通所介護
株式会社オリ ジン	グッドリハ 鶴舞	名古屋市昭和区 鶴舞二丁目 1番 3号	平成30年 4月 1日	地域密着型通所介護
合同会社デイ カフェたんぽ ぽ	デイカフェた んぽぽ	名古屋市南区星 崎一丁目 131番 地	平成30年 4月 1日	地域密着型通所介護

元気プロデュース合同会社	リハビリデイサービス元気村猪子石	名古屋市名東区猪子石一丁目2501番地	平成30年 4月 1日	地域密着型通所介護
株式会社名鉄ライフサポート	名鉄レコードブック平針	名古屋市天白区平針三丁目2211番地	平成30年 4月 1日	地域密着型通所介護
KTCスマイルケア株式会社	デイサービスはなのき 元八事	名古屋市天白区中砂町 422番地	平成30年 4月 1日	地域密着型通所介護
医療法人悠山会	ファミリア滝川通所介護事業所	名古屋市昭和区滝川町91番地の1	平成30年 5月 1日	地域密着型通所介護
株式会社ケイ・エイ・イー	樹楽 団らの家 本郷	名古屋市名東区本郷一丁目 248番地の 1	平成30年 5月 1日	地域密着型通所介護
株式会社名鉄ライフサポート	名鉄レコードブック星ヶ丘	名古屋市名東区名東本町78番地	平成30年 5月 1日	地域密着型通所介護
敬愛有限会社	瑞穂ケアセンターあお空	名古屋市瑞穂区大喜新町 4丁目36番地	平成30年 6月 1日	地域密着型通所介護
株式会社名鉄ライフサポート	名鉄レコードブック中川四女子	名古屋市中川区四女子町 1丁目18番地	平成30年 6月 1日	地域密着型通所介護
株式会社名鉄ライフサポート	名鉄レコードブック瓢箪山	名古屋市守山区西新11番14号	平成30年 6月 1日	地域密着型通所介護
株式会社MR S	リハビリデイサービスみど	名古屋市緑区桃山一丁目 7番地	平成30年 6月 1日	地域密着型通所介護

	りNEXT			
有限会社オム ソルグ	えんがわにつ き	名古屋市名東区 猪子石原二丁目 1302番地	平成30年 6月 1日	地域密着型通所介 護
株式会社フレ ンズ	デイサービス フレンズ	名古屋市北区中 杉町 2丁目21番 地の 2	平成30年 7月 1日	地域密着型通所介 護
株式会社友喜	ゆうきデイサ ービス	名古屋市瑞穂区 宝田町 1丁目 6 番地	平成30年 7月 1日	地域密着型通所介 護
アトラケア株 式会社	ほねつぎ介護 デイサービス 池上台店	名古屋市緑区池 上台二丁目 246 番地	平成30年 7月 1日	地域密着型通所介 護
株式会社ぬく もあ	浄心よろづ定 期巡回・随時 対応型訪問介 護看護	名古屋市西区上 名古屋三丁目25 番 6号	平成30年 7月 1日	定期巡回・随時対 応型訪問介護看護
一般社団法人 弘千会	デイサロン わたぼうし	名古屋市千種区 大久手町 5丁目 8番地	平成30年 8月 1日	地域密着型通所介 護
株式会社H I F U M I	フィットネス デイ ごかん 浄心	名古屋市西区児 玉一丁目17番 1 号	平成30年 9月 1日	地域密着型通所介 護
社会福祉法人 名古屋ライト ハウス	明和寮	名古屋市港区十 一屋一丁目70番 地の 5	平成30年 9月 1日	地域密着型通所介 護
有限会社アス クル	デイサービス ゆめかぜ	名古屋市守山区 瀬古二丁目 624	平成30年 9月 1日	地域密着型通所介 護

	瀬古店	番地		
株式会社グロリアス	デイサービス ALOHA	名古屋市守山区 森孝一丁目1541 番地	平成30年 9月 1日	地域密着型通所介 護
株式会社やさしい手	療養通所介護 かえりえ小 幡	名古屋市守山区 小幡中一丁目33 番 2号	平成30年 10月 1日	地域密着型通所介 護
株式会社ユニ マットリタイ アメント・コ ミュニティ	植田ケアセン ターそよ風	名古屋市天白区 焼山二丁目1404 番地	平成30年 10月 1日	地域密着型通所介 護
株式会社名鉄 ライフサポー ト	名鉄レコード ブック浅間町	名古屋市西区浅 間一丁目 1番 4 号	平成30年 11月 1日	地域密着型通所介 護
株式会社名鉄 ライフサポー ト	名鉄レコード ブック瑞穂八 勝通	名古屋市瑞穂区 八勝通 1丁目 7 番地	平成30年 11月 1日	地域密着型通所介 護
KTCスマイ ルケア株式会 社	デイサービス はなのき 大 同	名古屋市南区大 同町 2丁目29番 地の23	平成30年 11月 1日	地域密着型通所介 護
株式会社C a r e N a t i o n	ペルメールケ アわかしゃち 庵	名古屋市緑区滝 ノ水四丁目2617 番地	平成30年 11月 1日	地域密着型通所介 護

5 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社トラ シア	ケアプランあ いわ	名古屋市中村区 黄金通 2丁目50	平成30年 4月 1日	居宅介護支援

		番地		
株式会社安心福祉の会	彩り ケアプランセンター	名古屋市中村区東宿町 3丁目12番地の 3	平成30年 4月 1日	居宅介護支援
株式会社レガール	レガール居宅介護支援事業所	名古屋市瑞穂区瑞穂通 7丁目32番地の 1	平成30年 4月 1日	居宅介護支援
社会福祉法人紫水会	オーネスト神穂 指定居宅介護支援事業所	名古屋市瑞穂区神穂町 5番10号	平成30年 4月 1日	居宅介護支援
社会福祉法人紫水会	オーネスト堀川 指定居宅介護支援事業所	名古屋市中川区十一番町 4丁目5番地の 1	平成30年 4月 1日	居宅介護支援
独立行政法人地域医療機能推進機構	中京病院附属居宅介護支援センター	名古屋市南区三条一丁目 1番10号	平成30年 4月 1日	居宅介護支援
w o r k m a s t e r 合同会社	介護の砦	名古屋市緑区高根台 918番地の 1	平成30年 4月 1日	居宅介護支援
合同会社ほつとサポート	そらいろケアプラン	名古屋市天白区原一丁目 412番地	平成30年 4月 1日	居宅介護支援
株式会社アース	居宅介護支援事業所アース	名古屋市中区栄一丁目13番 4号	平成30年 5月 1日	居宅介護支援
株式会社HKR	居宅介護支援事業所ひかり	名古屋市中川区応仁町 2丁目47番地の 1	平成30年 5月 1日	居宅介護支援

医療法人慈幸会	居宅介護支援事業所 旬	名古屋市中川区 柳森町 403番地	平成30年 5月 1日	居宅介護支援
有限会社おかだ	あおぞらケア マネージメン トサービス	名古屋市北区西 味鋤三丁目 617 番地	平成30年 6月 1日	居宅介護支援
アサヒサンク リー株式会社	アサヒサンク リーケアプ ランセンター 納屋橋	名古屋市中村区 名駅五丁目33番 10号	平成30年 6月 1日	居宅介護支援
一般社団法人 エスコートあ いち	エスコートあ いち	名古屋市緑区有 松1060番地	平成30年 6月 1日	居宅介護支援
合同会社恵	居宅介護支援 事業所恵	名古屋市名東区 藤森西町 801番 地	平成30年 6月 1日	居宅介護支援
株式会社フレ ンズ	ケアマネサー ビスフレンズ	名古屋市北区中 杉町 2丁目21番 地の 2	平成30年 7月 1日	居宅介護支援
一般社団法人 弘千会	ももいろ介護 ケアプランセ ンター	名古屋市千種区 大久手町 5丁目 8番地	平成30年 8月 1日	居宅介護支援
社会福祉法人 あいち	居宅介護支援 事業所 居宅 大喜ぐりん	名古屋市瑞穂区 大喜町 1丁目 5 番地の 5	平成30年 8月 1日	居宅介護支援
すいれん株式 会社	ケアプランい ぶき	名古屋市中川区 高畑一丁目 231 番地	平成30年 8月 1日	居宅介護支援
株式会社グリ ップ	支援センター ぬくもり	名古屋市南区戸 部町 4丁目 1番	平成30年 8月 1日	居宅介護支援

		地の 2		
株式会社イズモ企画	おばた介護相談センター	名古屋市守山区 小幡南二丁目18 番14号	平成30年 8月 1日	居宅介護支援
株式会社百笑会	ケアプラン結	名古屋市中川区 上脇町 1丁目 1 番地	平成30年 9月 1日	居宅介護支援
協和ケミカル株式会社	キョーワケア プランセンタ ー中川店	名古屋市中川区 高畑二丁目 172 番地	平成30年 9月 1日	居宅介護支援
株式会社楽屋	吹上居宅	名古屋市千種区 小松町 7丁目41 番地	平成30年 10月 1日	居宅介護支援
合同会社睦月	ケアプランセ ンター 優	名古屋市守山区 四軒家二丁目 545番地	平成30年 10月 1日	居宅介護支援
株式会社L i f e・遊	サンスマイル	名古屋市天白区 植田山一丁目 1802番地	平成30年 10月 1日	居宅介護支援
株式会社AR I O N	ケアプラン夢 ライフイリコ	名古屋市千種区 仲田二丁目15番 8号	平成30年 11月 1日	居宅介護支援
NPO法人ス マイルライフ サポート	ケアプラン スマイル	名古屋市昭和区 川名本町 2丁目 25番地の 3	平成30年 11月 1日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 716 号

市議会の議決を経た予算の要領

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 219 条第 2 項の規定により、平成30年12月10日本市市会本会議において議決された予算の要領を次のとおり公表します。

平成30年12月18日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 平成30年度名古屋市一般会計補正予算（第 5 号）
- 2 平成30年度名古屋市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 3 平成30年度名古屋市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 4 平成30年度名古屋市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 5 平成30年度名古屋市土地区画整理組合貸付金特別会計補正予算（第 1 号）
- 6 平成30年度名古屋市基金特別会計補正予算（第 4 号）
- 7 平成30年度名古屋市公債特別会計補正予算（第 1 号）

名古屋市財政局財政部財政課

平成30年度名古屋市一般会計補正予算（第5号）

平成30年度名古屋市一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ265,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

1,210,395,563千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
13 繰 入 金		15,805,170	26,000	15,831,170
	1 他 会 計 繰 入 金	15,805,170	26,000	15,831,170
14 繰 越 金		227,942	114,000	341,942
	1 繰 越 金	227,942	114,000	341,942
16 市 債		91,761,000	125,000	91,886,000
	1 市 債	91,761,000	125,000	91,886,000
歳 入	合 計	1,210,130,563	265,000	1,210,395,563

歳 出

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
9 住 宅 都 市 費		52,544,345	126,000	52,670,345
	1 都 市 計 画 費	26,885,064	100,000	26,985,064
	2 住 宅 費	25,659,281	26,000	25,685,281
11 教 育 費		184,296,039	139,000	184,435,039
	2 小 学 校 費	81,356,180	139,000	81,495,180
歳 出	合 計	1,210,130,563	265,000	1,210,395,563

第2表 繰越明許費補正

款		項		事業名	金額	千円
3 健康福祉費	福祉費	1 社会福祉	費	福祉総合情報システム等の改修		5,000
		2 老人福祉	費	保険年金システム等の改修		3,540
		3 生活保護	費	生活保護業務関連システム等の改修		1,620
		4 国民年金	費	保険年金システムの改修		790
		8 環境衛生	費	食肉衛生検査システムの改修		200
6 市民経済費	経済費	2 区役所	費	住民記録システム等の改修		4,180
9 住宅都市費	都市費	1 都市計画	費	金山総合駅連絡通路橋の耐震補強		31,000

第3表 地方債補正

起債の目的	補正			前			補正			後
	限度額 千円	起債の方法	利率	償還	の方法	償還	限度額 千円	起債の方法	利率	
義務教育施設整備費	5,003,000	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直しの利率)	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	補正前に同じ	補正前に同じ	5,128,000	補正前に同じ	補正前に同じ	償還の方法 補正前に同じ

平成30年度名古屋市民健康保険特別会計補正予算（第1号）

平成30年度名古屋市民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費

款		項		事	業	名	金	額	千円
1	国民健康保険費	1	事	費		保険年金システムの改修		5,470	

平成30年度名古屋市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成30年度名古屋市後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費

款		項		事	業	名	金	額	千円
1	後期高齢者医療費	1	事	費		保険年金システム等の改修		1,640	

平成30年度名古屋市介護保険特別会計補正予算（第1号）

平成30年度名古屋市介護保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費

款		項		事	業	名	金	額	千円
1	介護保険費	1	事業費	介護保険システムの改修					
								1,530	

平成30年度名古屋市土地区画整理組合貸付金特別会計補正予算（第1号）

平成30年度名古屋市土地区画整理組合貸付金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ464,532千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
2 繰 入 金		—	100,000	100,000
	1 他 会 計 繰 入 金	—	100,000	100,000
3 市 債		—	100,000	100,000
	1 市 債	—	100,000	100,000
歳 入	合 計	264,532	200,000	464,532

歳 出

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 土 地 区 画 整 理 組 合 貸 付 金		264,532	200,000	464,532
	2 事 業 費	—	200,000	200,000
歳 出	合 計	264,532	200,000	464,532

第2表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
土地区画整理 組合貸付金	100,000	普通貸借	無利子	起債年度より据置期間をふくめ、8年度間以内に毎年元金均等の方法によって償還する。

平成30年度名古屋市長官公営企業特別会計補正予算（第4号）

平成30年度名古屋市長官公営企業特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100,153,375千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
13 震災対策事業基金収入		1,021,647	26,000	1,047,647
	3 基金積戻金	1,017,947	26,000	1,043,947
歳 入	合 計	100,127,375	26,000	100,153,375

歳 出

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
13 震災対策事業基金		1,021,647	26,000	1,047,647
	1 他会計繰出金	1,017,947	26,000	1,043,947
歳 出	合 計	100,127,375	26,000	100,153,375

平成30年度名古屋市長官公債特別会計補正予算（第1号）

平成30年度名古屋市長官公債特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ225,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ479,301,472千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 公 債		218,275,000	225,000	218,500,000
	1 公 債	218,275,000	225,000	218,500,000
歳 入	合 計	479,076,472	225,000	479,301,472

歳 出

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 繰 出 金		141,195,000	225,000	141,420,000
	1 起 債 額 繰 出	141,195,000	225,000	141,420,000
歳 出	合 計	479,076,472	225,000	479,301,472

名古屋市告示第 717号

緑地保全・緑化推進法人の指定について

都市緑地法（昭和48年法律第72号）第69条の規定に基づき、次のとおり緑地保全・緑化推進法人を指定します。

平成30年12月18日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 緑地保全・緑化推進法人の名称及び住所
株式会社ノリタケカンパニーリミテド
名古屋市西区則武新町三丁目 1 番36号
- 2 事務所の所在地
名古屋市西区則武新町三丁目 1 番36号

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 718号

指定介護療養型医療施設の辞退

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第 130条の2第 1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成 9年法律第 123号）第 113条の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の指定の辞退がありました。

平成30年12月18日

名古屋市長 河 村 た か し

開設者の名称	施設の名称	施設の所在地	辞退年月 日	サービスの種類
医療法人博恵 会橋本内科	橋本内科	名古屋市中区栄一 丁目11番18号	平成30年 11月30日	介護療養施設サ ービス

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 719号

介護医療院の開設許可

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第 107条第 1項の規定により、介護医療院として、次のとおり開設許可しました。

平成30年12月18日

名古屋市長 河 村 た か し

開設者の名称	介護医療院の 名称	介護医療院の所在 地	許可年月 日	サービスの種類
医療法人博恵 会橋本内科	橋本内科介護 医療院	名古屋市中区栄一 丁目11番18号	平成30年 12月 1日	介護医療院サー ビス

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 720号

名古屋市明願土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第29条第 1項の規定により、名古屋市明願土地区画整理組合から、次のとおり理事の氏名及び住所の届出がありました。

平成30年12月21日

名古屋市長 河 村 た か し

氏 名	住 所
深 谷 武 志	名古屋市緑区鳴海町字有松裏 5番地の 2
深 谷 信 雄	名古屋市緑区六田二丁目72番地の 1

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第721号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第18条第4項に規定する個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の者に対する寄附金を指定します。

平成30年12月21日

名古屋市長 河 村 た か し

寄附金を受領する者	寄附金を受領する者の 所在地	備 考
社会福祉法人愛生福 社会	名古屋市北区鳩岡町1 丁目7番地の20	平成30年1月1日以後に 個人が支出する寄附金

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第 722 号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定
に関する告示の一部改正

平成25年名古屋市告示第 587 号の一部を次のように改正します。

平成30年12月21日

名古屋市長 河 村 た か し

表中

「

特定非営利活動法人ポ パイ	名古屋市北区鳩岡二丁 目 7 番 1 号
------------------	-------------------------

を

」

「

特定非営利活動法人ポ パイ	名古屋市北区長喜町 3 丁目 5 番地の 2
------------------	---------------------------

に改める。

」

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市上下水道局管理規程第22号

名古屋市上下水道局会計規程（平成15年名古屋市上下水道局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

平成30年12月17日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

第2条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 金銭出納員に事故がある場合、又は金銭出納員が欠けた場合において、金銭副出納員に事故があるとき、又は金銭副出納員が欠けたときは、上下水道局長（以下「局長」という。）が指定する職員がその職務を代理する。

第3条中「上下水道局長（以下「局長」という。）」を「局長」に改める。

附 則

この規程は、発布の日から施行する。

平成30年度名古屋市職員第 1類採用試験公告

名古屋市職員採用試験を次のとおり実施します。

平成30年12月18日

名古屋市人事委員会委員長 圓生 和之



平成 30 年度

名古屋市職員採用試験案内（第 1 類[22～30 歳]）【追加募集：土木・建築・機械】

- 採用予定日：平成 31 年 4 月 1 日 平成 30 年 12 月 18 日
- 第 1 次試験日：平成 31 年 1 月 27 日（日） 名古屋市人事委員会
- 申込期間：平成 30 年 12 月 18 日（火）から平成 31 年 1 月 14 日（月・祝）までの本登録完了分有効

『あなたが築く、未来のナゴヤ』

本市では、名古屋をよりよくしたいという熱意を持ち、主体的・積極的に行動できる人材を求めています。

注意事項

- ・実施する試験区分は、技術（土木・建築・機械）区分です。
- ・6 月実施試験（※）の受験者も、申込みできます。

（※）6 月実施試験とは、平成 30 年 6 月 24 日に第 1 次試験を実施した第 1 類採用試験を指します。

1 試験区分・採用予定人員・主な職務内容

試験区分		採用予定人員※1	主な職務内容※2
技 術	土木	5 名程度	本庁各局や公所等における道路・河川の維持管理、公共施設の企画・計画・設計、都市計画、機械設備の保守管理、バス・地下鉄設備等の新設・保守管理等、上下水道設備の保守管理等 など
	建築	5 名程度	
	機械	5 名程度	

（※1）採用予定人員は現時点での目安であり、今後の事業計画等により変動することがあります。

（※2）組織の改廃等により、採用後上表の「主な職務内容」に掲げるもの以外の職務に従事することとなる場合もあります。

2 受験資格

次の (1)～(3) の要件を満たすことが必要です。

(1) 年齢要件

年齢要件	次のいずれかに該当する方 ・昭和 63 年(1988 年)4 月 2 日から平成 9 年(1997 年)4 月 1 日までに生まれた方 ・平成 9 年(1997 年)4 月 2 日以降に生まれた方で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業又は平成 31 年(2019 年)3 月 31 日までに卒業見込の方
------	---

(2) 次のいずれにも該当しない方

- ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 本市職員ではない方

ただし、上記受験資格を満たしている本市の嘱託員、任期付職員及び臨時的任用職員は受験できます。

（注）受験資格以外に、職員として採用されるにあたっての注意事項があります。必ず確認してください。

- ・日本国籍を有しない方… 5 ページ「7」及び 7 ページ「13(1)」

3 試験の日程等

試験の流れ	日程
受験申込	12月18日(火)～1月14日(月・祝) ※本登録まで完了させてください。(P4 5 申込手続参照)
受験票発送	1月21日(月)
第1次試験	1月27日(日) 開 場 午前8時45分 着 席 午前9時00分 終了予定 午後4時30分頃 <昼休憩あり> 試験会場は名古屋市中土木事務所ビルです。(P8参照) 第1次試験科目は、3 ページをご覧ください。 <u>なお、第2次試験である論文試験についても、第1次試験に併せて実施します。</u>
第1次試験合格者発表	2月7日(木)
第2次試験(口述試験)	2月17日(日)または18日(月)
最終合格者発表	2月28日(木)

(注)

- (1) それぞれの日程にあわせて受験に必要なお知らせ等を掲載しますので、市ウェブサイトを必ずご確認ください。電話による日程や可否に関するお問い合わせはご遠慮ください。
- (2) 論文試験は第1次試験日に実施しますが、採点は第2次試験で行います。
- (3) 合格者発表は、合格者の受験番号を、発表日を含めて7日間、人事委員会事務局前(市役所東庁舎1階内)の掲示板に掲示するとともに、市ウェブサイトで公開します。
- (4) 第1次試験合格者発表は、合格者に対し文書でも通知し、併せて口述試験の日程をお知らせします。第1次試験の合格者で2月12日(火)までに文書が届かない場合は、至急、人事委員会事務局任用課試験係(052-972-3308)までご連絡ください。
- (5) 試験日程を受験者の希望により変更することはできません。
- (6) 最終合格者発表は、第2次試験科目を全て受験した方全員に、文書で通知します。

4 試験の内容及び出題分野

＜試験実施について＞

- ・ 問題は活字印刷文による出題です。
- ・ 身体の障害等のため受験上の配慮を必要とされる方は、申込手続き時にその旨記入をしてください。
- ・ 受験しなかった試験科目があった場合、全ての試験科目を採点しません。

＜第1次試験合格者決定方法について＞

- ・ 第1次試験において、いずれかの試験科目が一定水準に達しない場合は、不合格となります。その場合、他の試験科目の採点は行いません。

＜合格者決定方法について＞

- ・ 合格者は、第1次試験及び第2次試験の得点を合計して決定します。
- ・ 第2次試験において、いずれかの試験科目が一定水準に達しない場合は、不合格となります。その場合、他の試験科目の採点は行いません。

＜その他＞

- ・ 試験問題の例題は、市ウェブサイトでご確認ください。

試験科目		試験の内容	配点
第1次試験	教養試験 (120分)	社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する問題 (択一式40問)	210点
	専門試験 (120分)	各試験区分に応じた専門的な知識をみる試験 (択一式30問) (各試験区分における出題分野等はP3【別表2】参照)	390点
第2次試験	口述試験	個別面接	1800点
	論文試験 (60分)	与えられた課題についての記述式試験 《1月27日(日)実施》	600点

【別表2】第1次試験専門試験の出題分野等〔必須解答〕

試験区分	出題分野等
土 木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工
建 築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工
機 械	数学・物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作

5 申込手続

※申し込みはインターネットで行ってください。

(やむを得ない事情によりインターネット申込ができない方は、7ページ「13 その他(2)」参照)

名古屋市職員採用試験は、申し込みによって試験の準備が進められ、その経費は市民の方に納めていただいた税金でまかなわれます。貴重な税金を有効に活用するためにも、受験申込をした方は必ず受験するようお願いします。

なお、申込前に必ず市ウェブサイトに掲載している採用試験に関する告示をご一読ください。

利用環境	インターネットに接続できるパソコンと電子メールアドレスのほか、PDFファイルで送付する受験票を印刷するためにプリンターとAdobe Readerが必要となります。 - Adobe Readerは以下のページから無料でダウンロードすることができます。 http://get.adobe.com/jp/reader/ - 受験票の印刷はA 4判の普通紙で行ってください。 - 使用されるパソコンの機種や環境等により利用できない場合があります。	
アクセス	名古屋市電子申請サービス（https://www.e-shinsei.city.nagoya.jp/）にアクセスし、「利用手引き」等を読んだうえで、「平成30年度名古屋市職員第1類採用試験を申し込む」をクリックし、順次画面の指示に従ってください。	
申込期間	12月18日（火）から1月14日（月・祝）までに本登録が完了したもののみを有効とします。 - 期間中でも、午前2時00分から午前4時59分までは申し込みできません。また、システム管理等のため、システムの運用を予告なく停止、休止等する場合がありますので、ご了承ください。 - 使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては一切責任を負いかねますので、期限に余裕をもって申し込んでください。	
申込から第1次試験までの流れ		
本登録 12/18～ 1/14	①仮登録手続き	入力フォームに従って入力し、仮登録してください。 ※入力時に設定した「パスワード」は受験票の交付等の手続きで必要ですので、必ず控えをとってください。
	②電子メール受信	仮登録完了の電子メールが届きます。 登録は完了していませんので、電子メール本文に従って必ず本登録まで完了させてください。 ※電子メールに記載されている「受付番号」は受験票の交付等の手続きに必要ですので、必ず控えをとってください。
	③本登録手続き	入力内容を確認し、本登録をしてください。 本登録完了後、およそ10分程度で電子メールが届きます。
	④電子メール受信	本登録完了の電子メールが届きます。
受験票等の 交付 1/21～	受験票及び 写真票兼承諾書の 印刷・写真添付・ 署名	1月21日（月）以降に送付する電子メール本文に従って、「受付番号」と「パスワード」を入力し、受験票及び写真票兼承諾書を印刷してください。（受験票はPDFファイルとして発行します。） 1月22日（火）までに電子メールが届かない場合は、人事委員会事務局任用課（052-972-3308）までご連絡ください。
第1次試験 1/27	受験票及び 写真票兼承諾書を 提示	写真票は必ず写真を貼付し、申込内容を確認のうえ署名をした上で、試験当日に受験票とともにお持ちください。

6 申込後の注意事項

申込後に登録内容に変更のあった方、不慮の事故等により第1次試験会場についての配慮が必要となった方は、至急、人事委員会事務局任用課試験係(電話052-972-3308)までご連絡ください。

7 合格から採用まで

- 合格者は、試験区分ごとに、採用候補者名簿に登載されます。
- 採用候補者名簿をもとに、意向調査や、健康診断等を経て採用者を決定します。
 - ・ 受験資格がないことや受験申込時の記載事項に不正があることが判明した場合には、この採用試験の受験を無効とします。
 - ・ 傷病等により職務に従事できない場合などには、採用されないことがあります。
 - ・ 日本国籍を有しない方で、採用時に法令により永住が認められていない方は、採用されません。
- 採用は、原則として平成31年4月です。

8 試験成績の開示

試験の成績については、名古屋市個人情報保護条例第31条の規定に基づき、受験者本人が口頭で開示を請求することができます。開示は、閲覧により行います。

請求できる人	開示内容	請求期間	請求方法
第1次試験 不合格者	科目別得点 総合得点 合格基準点 総合順位	第1次試験又は第2次試験の結果発表当日からその翌月同日まで（ただし、最終日が閉庁日の場合は、次の開庁日まで） ・ 9：00～12：00 ・ 13：00～17：00 (土・日・祝日・振替休日を除く。)	人事委員会事務局(中区三の丸三丁目1番1号)において、受験者本人が次の(1)及び(2)を提示して申し出てください。 (1) 運転免許証、旅券、学生証等の身分証明書(写真のあるもの) (2) 受験票
第2次試験 不合格者	第1次試験得点 第2次試験得点 総合得点 合格点 総合順位		

- (注)・ 電話・郵便等による請求は受け付けておりません。
- ・ 必要提示書類(写真付の身分証明書及び受験票)に不足がある場合は開示できません。
 - ・ 来庁の際は公共交通機関をご利用ください(自家用車での来庁はご遠慮ください。)
 - ・ 受験しなかった科目がある方は、対象となりません。

9 勤務条件

(平成30年4月1日現在)

(1) 初任給の例

205,160円

- (注)・ 上記の初任給は、給料月額に地域手当を加えたものです。
- ・ この初任給に、学校卒業後の経歴に応じて加算される場合があります。
 - ・ 上記のほか、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当などの諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。
 - ・ 採用されるまでに給与関係の条例等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。
- (2) 勤務時間等（勤務場所により別の定めとなる場合があります。）
- 1日あたり7時間45分、1週あたり38時間45分です。週休日は週に2日です。

10 緊急時の対応

台風や地震などの自然災害等により、やむを得ず試験日程等を変更することがあります。

日程変更等の有無はTwitter (https://twitter.com/nagoyashi_saiyo)により、当日午前7時以降にご確認ください。

試験当日、台風や地震などの自然災害等により公共交通機関が遅延し、開始時刻までに間に合わない場合は、必ず各機関が発行する遅延証明書をお持ちください。



11 個人情報の取扱い

受験に際して提出された書類等は一切返却しません。なお、採用試験において取得した個人情報は、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

12 平成30年度6月実施試験の実施結果

試験区分	受験者数（人）	合格者数（人）	倍率（倍）
土木	57	35	1.6
建築	28	18	1.6
機械	13	8	1.6

(詳しくは市ウェブサイトでご確認ください。)

13 その他

(1) 日本国籍を有しない方の採用後の配置等

日本国籍を有しない方の採用後の配置、異動、昇任などは、「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」に携わる公務員となるためには日本国籍が必要であるという「公務員に関する基本原則」を踏まえ、次のア及びイに該当しない範囲で行われます。その基準は、本市の「日本国籍を有しない職員の任用上の取扱いに関する規程」等に定められています。

ア 公権力の行使に該当する職務（これを行う職域は係単位で定めます。）

（例）税等の賦課・徴収、生活保護の決定、都市計画決定、土地収用、立入検査、道路等に関する許可・制限、建築行為の許可、違反建築物の除去・使用禁止命令、食品衛生監視、環境衛生監視、公害発生施設への改善・停止命令、消防業務全般 など

イ 公の意思の形成への参画に携わる職

（代決権を有する、原則としてラインの課長級以上の職が該当します。）

(2) インターネット申込ができない方

やむを得ない事情によりインターネット申込ができない場合は、郵送申込となります。この場合には、以下の「申込書の請求手続」に従って請求してください。

なお、請求手続に不備がある場合は、申込書を送付いたしかねますので、ご注意ください。

ア 申込書の請求期限 … 12月31日（月）までの消印有効 《持込不可》

（注）申込書は、到達順に順次発送します。

イ 申込書の提出期限 … 1月14日（月・祝）までの消印有効 《持込不可》

《申込書の請求手続》

1 請求用封筒（長形3号）を用意する。

(1) 表面に次のア及びイを記載する。

ア 宛先「〒460-8508（住所不要）名古屋市人事委員会事務局任用課」

イ 「第1類採用試験申込書（各試験区分）請求」（朱書き）

(2) 裏面に受験者の郵便番号、住所及び氏名を明記する。

2 返信用封筒（長形3号）を用意する。

表面に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記入して、速達郵送分（長形3号の場合の郵送料362円分）の切手を貼り、表面余白に「速達」と大きく朱書きする。

3 連絡先（電話番号又はメールアドレス）を用意する（様式不問）。

4 請求用封筒に2返信用封筒と3連絡先を入れ、郵送する。

＜情報コーナー＞

◇ 採用試験に関する最新の情報は市ウェブサイトをご覧ください。

⇒

名古屋市職員採用案内

で

検索 



◇ 第1次試験会場予定地（受験票受領後、市ウェブサイトを必ずご覧ください。）

- ・ 掲載している試験会場はあくまで予定です。
- ・ 試験当日、自家用車等での来場や送迎は、近隣住民の迷惑となるため固く禁止します。公共交通機関を利用してください。
- ・ 試験会場内の下見はできません。
- ・ 試験会場へ電話等で直接問い合わせをすることは、固く禁止します。

【名古屋市中土木事務所ビル】 名古屋市中区千代田一丁目5番8号

◇ Twitter（@名古屋市人事委員会）について

人事委員会の実施する採用試験等の情報を発信しています！
フォローをお待ちしております！



◇ 「名古屋市職員 採用総合案内」について

名古屋市の組織、職種、仕事、人事制度などについての概要を掲載したパンフレットです！ぜひ読んでみてください！

詳細は市ウェブサイト「名古屋市職員 採用総合案内」のページをご覧ください。

＜申込及び問合せ先＞ 名古屋市人事委員会事務局任用課試験係

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

TEL: 052-972-3308

FAX: 052-972-4182

Mail: a3308@jinji.city.nagoya.lg.jp

試験案内は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年12月21日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名古屋三越栄店・ラシック

名古屋市中区栄三丁目 501番 ほか47筆

2 変更しようとする事項

駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場	収容台数	
	変更前	変更後
専門館北側駐輪場―①	32台	48台
専門館北側駐輪場―①―a	8台	―
専門館北側駐輪場―①―b	8台	―
専門館南側駐輪場―③	60台	変更なし
計	108台	変更なし

駐輪場の位置については、縦覧によります。

3 変更の日

平成30年12月24日

4 変更しようとする理由

敷地内での工事が完了したため

5 届出の日

平成30年12月 7日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）
中区役所情報コーナー及び東区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成30年12月21日から平成31年 4月22日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成31年 4月22日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

土地改良区の役員の退任の公告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区の役員が次のように退任した旨の届出がありました。

平成30年12月21日

名古屋市長 河 村 た か し

1 小川土地改良区

(1) 退任役員

理事	若松 隆政	名古屋市港区小川一丁目 2番地
理事	山田 秀夫	名古屋市港区小川三丁目36番地の 1

名古屋市緑政土木局都市農業課

職員表彰 表彰者名簿

平成30年12月21日

総務局職員部人事課

個人表彰（職員表彰規則第3条該当）

No.	所 属	勤 務 課 公 所	補職名	職名	氏名
1	健康福祉局	衛生研究所	部長	技術職員	中島 正博

団体表彰（職員表彰規則第9条該当）

No.	所 属	団 体 名
1	住宅都市局	住宅都市局リニア関連都心開発部ささしまライブ24総合整備事務所
2	昭 和 区	昭和区区政部市民課
3	消 防 局	発信力で市民に寄り添う消防局広報チーム
4	消 防 局	消防局「日本一救急隊」プロジェクトチーム